

日本国憲法改正草案

新第四案（試案全文）

日本国憲法改正草案私案研究会

作成者 穂乃饅

日本国民は、日本国の主権者であり、国家の意思を最終的に決定する者であり、その意思を正当に選挙で国民の中から選ばれた国会における代表者を通じて国民の信託によって決定する。

日本国民は、主権の行使にあたって、自己の考えや良心に基づき、良き伝統や文化を守り、又、それを新たに文化を向上させ、平和を愛し、又、保持できる環境を作り、末永い未来へとこの日本という独立国を継承していけるようにするために、自ら主権を行使するために国民の代表者を決め、その権力は国民の代表者が行使し、その福利は国民が享受する。又、この主権を何人からも侵されることがない永久のものである。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。

日本国民は、過去の文化や歴史を学び、我が日本国の天皇と国民によって形成された長い歴史と伝統を受け継ぎつつ、国民が主権を行使し、一人ひとりが社会で活動し、末永い未来へを作るために国民が一丸となって国家を奮闘努力して作り上げていき、自らの子孫へ受け渡していくことが国民としての責務である。我が国は、国民と共に、それぞれの個人の基本的な人権を尊重し、自由と規律を重んじ、自由で活力ある社会の発展をめざすとともに、国民の福祉の増進に努める。

日本国民は、古代からの我が日本国の長い歴史と伝統を尊重し、その伝統を受け継ぎつつ、美しい国土や文化的遺産を守り、我が国が誇る伝統文化及び新たな文化の学術の質の向上及び技術向上を図り、我が国の経済成長に貢献し、国を成長させる。

日本国民は、過去の歴史を振り返り、平和を保持できるように国民主権の下、平和な社会を目指せるように全ての国民が平和について考えていくことを決意し、平和を望み、平和の中で生存する権利を有することを確認し、国家は平和を保持する責務を負い、世界の平和と繁栄に貢献する。

我ら日本国民は、過去に我が国並びに大日本帝国憲法及び旧日本国憲法が果たした歴史的意義を想起しつつ、良き伝統や文化を守り、それを新たに文化を向上させ、平和を愛し、平和を保持できる環境を作り、その意志と伝統を我々の国家を末永い未来の子孫に継承していくこと、更なる民主主義の発展のために、我が国の象徴の天皇と国民によって、ここに、我が国の最高法規として、新しい国家の体制を整備するこの憲法を制定するものとする。この憲法は、過去の歴史から自らの手で新たな歴史を作る一步として我が日本国の形の根本規範を表したものであり、又、日本国の独立と繁栄に、さらに世界の平和に貢献することを、日本国民の総意としてここに誓うものである。

我らは、この憲法の制定にあたって、この憲法に反する一切の憲法、条約、法令及び詔勅を排除する。

目次

前文

- 第一章 国民主権（第二条～第四条）
- 第二章 天皇（第一条、第五条～第十一条）
- 第三章 国体（第十二条～第十八条）
- 第四章 安全保障及び国際協力（第十九条～第二十二條）
- 第五章 国民の権利及び義務（第二十三条～第六十六条）
- 第六章 国会及び立法（第六十七条～第九十四条）
- 第七章 内閣及び行政（第九十五条～第一百六条）
- 第八章 裁判所及び司法（第一百七条～第二百三十三条）
- 第九章 財政（第二百二十四条～第三百二十二条）
- 第十章 地方自治（第三百三十三条～第三百三十八条）
- 第十一章 改正（第三百三十九条～第四百一条）
- 第十二章 緊急事態（第四百二十二条～第四百五十条）
- 第十三章 最高法規（第四百五十一条～第四百五十三条）
- 附則（第一条～第十四条）

第一条(天皇の地位)

天皇は、国民に主権の存する日本国の象徴的元首であり、日本国民統合の象徴である。

2 天皇は、この憲法の定める国事行為等を国民のために行うことが役目であり、我が国の権威である。

第一章 国民主権

第二条(国民主権及び主権の行使)

日本国の主権は国民に存するものであり、又、国民は自らの意思に基づき、正当に選挙された国会における代表者を通じ、及び憲法改正のための国民投票によって、主権を行使する。

第三条(政党)

国民は、自由に政党を結成することができ、又、政党の政治活動の自由は、侵されない。

- 2 政党は、議会制民主主義において不可欠な存在であり、国民の政治意思の形成に貢献し、民主政治の発展に努める。
- 3 政党に関する詳細事項は、法律で定める。

第四条(国民の要件)

日本国民の要件は、日本国籍を出生時から存する者、及び法律で定めるところより外国国籍を放棄し、日本国籍を選択した者のみであり、その他の詳細については法律で定める。

第二章 天皇

第五条(皇位の継承)

皇位は、世襲のものであって、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、継承する。

- 2 皇位の継承にあったとき、元号は、政令によって制定する。

第六条(天皇の権能)

天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行い、国政に関する権能を有しない。

- 2 天皇が行う国事行為は、全て国及び国民のために行われるものである。

第七条(天皇の任命権)

天皇は、次に掲げる国事に関わる行政、立法及び司法のその長の任命を行う。

- 一 国会の指名に基づいて、内閣総理大臣を任命すること。
 - 二 この憲法に定める機関による指名に基づいて、憲法裁判所の長たる裁判官を任命すること。
 - 三 国会の同意を得た内閣の指名に基づいて、最高裁判所の長たる裁判官を任命すること。
 - 四 衆議院の指名に基づいて、衆議院の議長を任命すること。
 - 五 参議院の指名に基づいて、参議院の議長を任命すること。
- 2 天皇は、法律で定めるところより、前項第一号の行為を除いて、前項の行為を委任することができる。

第八条(天皇の国事行為等)

天皇は、内閣の進言により、国民のために、次に掲げる国事に関する行為を行う。

- 一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
 - 二 国会召集の詔書を発するすること。
 - 三 衆議院の解散詔書を発するすること。
 - 四 衆議院議員の総選挙及び参議院議員の普通選挙の施行を公示すること。
 - 五 国務大臣及び法律の定めるその他の公務員の任免並びに全権委任状を発すること。
 - 六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
 - 七 皇室典範及び政令で定める栄典を授与すること。
 - 八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
 - 九 外国の大使及び公使を接受すること。
 - 十 儀式及び宮中祭祀を行うこと。
- 2 天皇は、法律で定めるところにより、前項第一号の憲法改正の公布を除いて、前項の行為を委任することができる。

第八条の二(天皇の準国事行為等)

天皇は、前条第一項に掲げた国事行為の他に、内閣の進言により、日本国の象徴的元首として公的に必要な行為は、国事行為に準ずる行為とする。

第九条(天皇の国事行為に対する内閣の進言)

天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の進言を必要とし、内閣が、その責任を負う。ただし、衆議院の解散については、内閣総理大臣の進言による。

第十条(摂政)

皇室典範の定めるところより摂政を置く場合は、天皇の名で、その国事に関する行為を行う。

2 第六条及び第九条の規定は、摂政について準用する。

3 第八条第一項第一号の憲法改正の公布については、摂政は行うことができない。

第十一条(皇室の財産の贈与等の制限)

皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が財産を譲り受け、若しくは賜与することは、世襲財産を除いて、法律で定めるところより、国会の承認を経なければならない。

2 世襲による財産の継承は、皇室典範に定めるところより、皇室会議の承認を経なければならない。

第三章 国体

第十二条(国家体制)

我が国は、天皇を我が国の象徴として、国民が主権を行使する民主主義を基本とする国家である。

2 国は、国会で正当に成立した法律を遵法する法治国家である。

第十三条(経済体制)

我が国は、国民による経済活動によって行われる資本主義を基本とする国家である。

第十四条(国名、国旗、国歌及び公用語)

国名は日本国とし、国旗は日章旗、国歌は君が代、公用語は日本語とする。

2 国旗及び国歌の詳細は、法律で定める。

第十五条(国家運営、国及び国民の責務)

我が国は、国民主権の下で、天皇から任命された各その長の指揮の下、行政、立法、司法の三権分立に基づいてこの憲法に定めるところより統治し、国は、その主権と独立を守り、公の秩序及び公共の利益を維持し、なお国民の生命、自由及び財産等を保護しなければならない。

2 緊急事態時には、この憲法の定めるところより、行政、立法、司法の三権分立に基づいて対応する。

3 全て国民は、自ら国家の一員であることを自覚し、その発展に寄与することは国民の責務である。

第十六条(国体維持)

我が国は、国民と共に、国民主権の下で行政、立法、司法の三権分立によって、維持をしなければならない。

2 国は、国民主権の下、法律で定めるところより、国民生活及び社会活動の維持を図らなければならない義務を負う。

3 国民は、国と協力して社会福祉の確保及び社会活動の推進をしていかなければならない義務を負う。

第十七条(領土)

我が国の領土は、日本列島、付属諸島及び法律で定める諸島であり、又、詳細事項は、法律で定める。

2 国は、この憲法によることより、領土の保全を行わなければならない。

第十八条(国と宗教)

国及び地方自治体その他公共団体は、全ての宗教に対して平等に扱うものとし、特定の宗教のみだけを特別に扱ってはならない。また、特定の宗教を差別してはならない。

- 2 国及び地方自治体その他公共団体は、宗教教育その他いかなる宗教的活動をしてはならない。
- 3 国及び地方自治体その他公共団体は、いかなる宗教団体に国家の統治行為に関する政治上の特権を与えてはならない。
- 4 国及び地方自治体その他機関及び国会議員等は、社会的儀礼及び習慣的行為の範囲を超えて、特定の宗教団体との関わりを持ってはならない。又、社会的儀礼及び習慣的行為の範囲を超えないものについては、法律で定める。

第四章 安全保障及び国際協力

第十九条(平和主義)

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を永久に放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、永久に国際紛争を解決する手段としては用いない。

- 2 国は、我が国の主権及び国民の生命を守るための組織を保持することができ、国民の生命が脅かされたときのみ限り自衛権の行使を認める。

第二十条(国防軍)

国は、自らの平和と独立を守り、その安全を保つため、国防軍を保持する。

- 2 国防軍の最高指揮官は、内閣総理大臣とする。又、国防軍は、この憲法及び法律で定めるところより発せられる内閣総理大臣による指揮に従わなければならない。
- 3 国防軍の任務は、我が国及び主権の存する国民の平和と独立を守ることに従事し、法律で定める範囲のみで任務を遂行でき、又、任務を遂行する際は、内閣総理大臣が国防軍の任務の遂行について、事前に、この憲法に規定がある場合及び事前に承認を求めることができない場合は事後に、国会の承認を得なくてはならない。この承認は、第八十八条の規定を準用する。
- 4 国防軍の戦力は、第十九条の趣旨の下、法律で定める規定を用いる。又、自衛を行うために必要最小限以上の戦力及び非人道的な戦力を保持することは一切認めない。
- 5 国防軍軍人及び防衛に関する職に従事するその他公務員がその職務に伴う罪又は国防軍の機密事項に関する罪を犯した場合は、裁判所の公開裁判を行う。ただし、国防軍の機密事項に関する場合は、法律で定めるところより、終審の憲法裁判所及び上告審の最高裁判所での審理を除いて、下級裁判所のみ限り、一部非公開の裁判を行うことができる。ただし、裁判の結果は、国民に公開されなければならない。
- 6 全て国民は、国防軍への兵役を強制されない。又、国は、兵役の義務を国民に課してはならない。
- 7 国防軍は、内閣に対して、立法に関する事項について法律で定めるところより、意見を申し上げることができる。ただし、国防軍は、文民統制の原則に基づいて、政治に介入してはならない。

第二十一条(領土の保全等)

国は、主権と独立を保つために、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない。

- 2 領土、領海及び領空の平和及び独立が侵されそうな場合、第十九条の国防軍が法律で定める範囲で保全を行う。

第二十二条(国際協力)

国は、確立された国際的機構の活動に、積極的に協力する。必要な場合には、国防軍を派遣し、平和の維持及び促進並びに人道的支援の活動に、国防軍の一部を提供することができる。

- 2 国際協力については締結した条約及び確立された国際法規の規定の実施を行うために、法律で定める。

第五章 国民の権利及び義務

第二十三条(国民の要件)

日本国民の要件は、第三条の規定による。

第二十四条(基本的人権の尊重)

全て国民は、生来の権利として、全ての基本的人権の享有する。この憲法が国民に保障する基本的人権は、何人にもいかなる場合でも侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

- 2 外国人の権利は、国民主権の都合上国民のみに認められる権利を除いて、法律で定めるところより、適用する。
- 3 全ての法律、命令、緊急事態の宣言、条例及び判決等は、基本的人権を考慮しなければならない。

第二十五条(国民の責務)

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、保持しなければならない。又、全ての国民は、この憲法が国民に保障する自由及び権利を濫用してはならないのであって、常に公共の福祉及び公共の利益のために利用する責任を負い、公共の福祉に反してはならない。

- 2 何人も、相互に自由及び権利を尊重しなければならない。

第二十六条(個人の尊厳)

全て国民は、個人として尊重される。基本的人権、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉及び公共の利益に反しない限り、立法、司法、行政その他の国政の上で、最大限も尊重されなければならない。

第二十七条(法の前平等、貴族制度の否認及び栄典の限界)

全て国民は、法の前に平等であって、人種、信条、性別、障害の有無、身体的能力、趣味、住居、収入、職業、社会的身分等又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

- 2 華族その他の貴族の制度は、永久的に一切認めない。
- 3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴わない。ただし、法律で定める相当な年金その他の経済的利益の付与は、この限りではない。
- 4 栄典の授与は、現に有し、又は将来受ける者の一代に限り、その効力を有する。
- 5 全ての法律は、公平性を持ち、公共の福祉及び公共の利益の本質的平等に立脚して、又、国民の意見を尊重して、制定されなければならない。

第二十八条(公務就任権)

国民は、法律で定めるところの資格に応じ、法律で定める規定に当てはまる者は、法律に定める公務員の職に就くことができる。

- 2 外国人に対する公務就任権は、国民主権に反しない程度に、法律で定める。

第二十九条(公務員の選定及び罷免に関する権利等)

公務員を選定し、及び罷免することは、主権の存する国民固有の権利である。

- 2 すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。常に公務員は、この憲法が保証する自由及び権利の実現に努めなければならない。
- 3 公務員の選挙については、日本国籍を有する成年者による普通選挙、自由選挙及び秘密選挙並びに選挙投票価値の普遍的な価値を保障する。
- 4 すべて選挙における投票の秘密は、侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問われない。

第三十条(請願をする権利)

何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有する。

2 請願をした者は、そのためにいかなる差別待遇も受けない。

第三十一条(国及び地方自治体等に対する賠償請求権)

何人も、公務員の不法行為により損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は地方自治体その他公共団体に、その賠償を求めることができる。

第三十二条(身体の拘束及び苦役からの自由)

何人も、その意に反すると否とかかわらず、いかなる身体の奴隸的拘束も受けない。

2 何人も、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第三十三条(人格権等)

何人も、自己の名誉及び信用その他の人格を不当に侵害されない。

2 何人も、自己の私事及び家庭にみだりに干渉されず、又、第三者に公開されない権利を有する。

3 前二項に関して、何人も通信の秘密を侵してはならない。

第三十四条(思想及び良心の自由)

何人も、思想及び良心の自由は、侵してはならない。

2 何人も、その意に反する思想をすることを強制されない。

第三十五条(信教の自由)

信教の自由は、侵されない。また、何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

2 いかなる宗教団体は、国及び地方自治体等から特権を受け、政治上の権力を行使してはならない。又、いかなる宗教団体は 政治及び公の秩序の維持等の国の統治行為に干渉してはならない。ただし、宗教を信仰している国民の主権を制限するものではない。

第三十六条(表現の自由)

何人も、言論、出版、報道及び創造活動等その他一切の表現の自由を公共の福祉に反しない限り、侵されない。

2 何人も、事前に検閲をしてはならない。又、何人も表現の自由の原則に基づいて、通信の秘密を侵してはならない。

第三十七条(情報を知る権利等及び国の説明責任)

全て国民は、国及び地方自治体その他公共団体等の保有する国民生活に関する情報を、安全保障及び国際協力上並びに個人の基本的人權を侵さない限り、国及び地方自治体その他公共団体等に法律に定めるところより、その情報の公開を請求する権利を有し、又、全て国民はその権利を奪われない。

2 国は、国政上の行為につき国民に説明する責務を負い、又、法律で定めるところより、国務に係る情報を開示しなければならない。

第三十八条(集会及び結社の自由等)

何人も、憲法秩序及び公共の福祉に反しない限り、集会及び結社の自由を有する。

2 何人も、その意に反して結社に参加することを強制されない。

第三十九条(職業選択及び営業の自由等)

何人も、公共の利益に反しない限り、職業選択及び営業の自由を有する。

- 2 国は、法律で定めるところより、この憲法に反しない全ての産業を保護し、全ての産業の権利を保障しなければならない。

第四十条(居住及び移転並びに外国移住及び国籍離脱の自由等、不当な国外追放の禁止)

何人も、公共の福祉に反しない限り、居住及び移転の自由を有する。

- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を有する。
- 3 国民は、正当な理由なく、適正な手続きによらずにして、国籍を奪われ、及び外国に追放されない。

第四十一条(学問の自由、国の保障義務等)

学問の自由及び幅広い知識を得るために学問を選択する自由は、侵されない。

- 2 学問の自由のために、国は様々な学問が学習することができる教育環境を整備しないとイケない。

第四十二条(創造活動の自由、国の保障義務等)

全ての芸術、学術、科学技術及びその他の創造活動の自由は、公共の福祉に反しない限り、侵されない。

- 2 全ての創造活動における知的財産権は、法律で定めるところより保護される。
- 3 国は、芸術、学術、科学技術及びその他の創造活動の自由の保護及び推進を法律で定めるところより行わなくてはならない。
- 4 国は、歴史的価値のある建造物及び文化その他我が国の古来からの伝統文化等を法律で定めるところより、保護しなくてはならない。

第四十三条(婚姻等の家族生活における個人の尊厳と男女の平等)

家族は社会を構成する基本的単位であり、何人も、各自、その属する家族の形成に努めなければならない。

- 2 婚姻は、双方の合意に基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- 3 家族、扶養、後見、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第四十四条(生存権等及び国の保障義務等)

全て国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

- 2 国は、生活のあらゆる側面において、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第四十五条(環境権等及び国の保障義務等)

全て国民は、良好で健康な環境の中で生活を営む権利を有する。

- 2 国は、国民が良好で健康な環境を享受することができるようにその保全に努めなければならない。

第四十六条(国民生活の国の維持義務及び国民の協力等)

国は、国民の生活をこの憲法及び法律に定めるところより保障し、維持をして更に生活の向上及び国の維持を図らなければならない。

- 2 全て国民は、国と協力して社会福祉の確保及び人口の維持をしていかななければならない。

第四十七条(教育に関する権利及び義務等、国の保障義務等)

全て国民は、法律の定めるところにより、その能力及び適正に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有し、経済的理由及び個人の身体能力的理由によって教育を受ける機会を奪われない。

- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子供に普通教育を受けさせる義務を負う。義

務教育は法律で定めるところにより、無償とする。

3 国は、前二項の義務を果たすために、教育環境を整備し、教育を行えるように努めなければならない。

第四十八条(労働に関する権利及び義務、労働基準等)

全て国民は、勤労の権利を有し、又、社会的情勢を踏まえて、勤労の義務を公共の福祉及び個人の基本的人権に反しない範囲で負う。ただし、労働を行う場合は、個人の尊厳を尊重されなければならない。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律で定める。

3 何人も、児童を酷使して労働に従事させてはならない。

4 国は、法律で定めるところより、労働環境の健全性の確保の推進及び労働者の権利の保護を行わなければならない。

第四十九条(労働者の団結権等)

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、侵されない。

第五十条(財産権等)

何人も、財産を所有する権利を有し、又、何人も財産権を侵されない。

2 財産権の内容は、公共の利益に適合するように、法律で定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、公共のために用いることができる。

第五十一条(公共財保守の責務)

何人も、法律で定める文化財及びその他の公共の財産を保守する責務を負う。

第五十二条(納税の義務)

何人も、法律の定めるところにより、納税の義務を負う。

2 法律で定める団体も、法律で定めるところより、公正な納税を行う義務を負う。

第五十三条(選挙投票の義務)

全て選挙権を有する国民は、法律の定めるところにより、主権の行使のために選挙に行き、投票を行う義務を負う。ただし、選挙権の行使の義務は強制ではない。

第五十四条(国民の司法参画)

国民の司法への主権の行使のための参画の機会を、法律で定めるところより、保障する。

2 国民への憲法裁判所及び最高裁判所の裁判官の審査のために、国は、法律で定めるところより、憲法裁判所及び最高裁判所の裁判官の活動について、開示しなければならない。

第五十五条(遵法の責務)

何人も、この憲法及びこの憲法の下で国会で成立した法律を遵守する責務を負う。

第五十六条(適正手続の保障)

何人も、法律の定める適正な手続きによらなければ、その生命若しくは権利及び自由を奪われ、又はその他の刑罰及び行政処分を科せられない。

第五十七条(裁判を受ける権利)

何人も、この憲法及び法律によって設置する全ての裁判所において裁判を公平に受ける権利を有し、その権利を奪われない。

第五十八条(逮捕に関する手続の保障)

何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、裁判官が発し、かつ理由となっている犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第五十九条(留置及び勾留に関する手続の保障)

何人も、理由を直ちに告げられ、かつ、直ちに弁護人に依頼する権利を与えられなければ、留置又は勾留されない。また、何人も、正当な理由がなければ、勾留されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第六十条(住居等の不可侵)

何人も、第五十八条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、かつ搜索する場所及び押収する物を明示する令状なければ、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない。

2 搜索又は押収は、裁判官が発する各別の令状によって行わなければならない。

第六十一条(拷問及び残虐な刑罰の禁止)

公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対かつ永久に禁止する。

第六十二条(刑事被告人の権利)

全て刑事事件において被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与えられる権利及び公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人及び勾留された被疑者は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自ら依頼することができないときは、国で付する。

第六十三条(刑事事件における自白等)

何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 拷問、脅迫その他の強制による自白又は不当に長く留置され、勾留された後の自白は、証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされない。

第六十四条(遡及処罰の禁止及び一事不再理)

何人も、実行の時に違法ではなかった行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問われない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問われない。

第六十五条(刑事補償請求権)

何人も、留置又は勾留された後、裁判の結果無罪となったときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第六十六条(国防軍軍人への準用)

本章に掲げたる条規は、国防軍の法令または規律に抵触せざるものに限り、軍人に準行する。

2 国防軍の法令は、第二十四条その他基本的人権を尊重して、制定されなければならない。

第六章 国会及び立法

第六十七条(立法権)

国会は、国の唯一の立法機関であり、憲法改正の発議、法律の制定、改正及び廃止並びに予算等の議決を行う。

第六十八条(両議会)

国会は、衆議院及び参議院の両議院で構成する。

第六十九条(両議院の組織)

両議院は、全国民を代表する選挙された日本国籍のみを有する議員で組織する。

- 2 両議院の議員の定数は、法律で定める。
- 3 議員は、全国民を代表し、国民のためにその職務を行う。

第七十条(議員及び選挙人の資格)

両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律で定める。ただし、人種、信条、性別、障害の有無、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によって差別してはならない。

- 2 内乱外患に関する罪で有罪を言い渡されたものは、前項の資格を失う。

第七十一条(議員の就任等)

国会議員は、その就任に際し、次の宣言を公の場で行わなければならない。

「私は、国会議員に就任するにあたり、憲法及び法律を尊重擁護し、何人からも職務に関して約束もしくは職務に関する私的な贈与を受けず、常に我が国の発展と国民の利福の増進に務めることを誓う。」

- 2 前項の宣言を行うことを拒否又は条件付きの宣言を行うものは、国会議員の地位及び前条に定める資格を放棄したものとみなす。

第七十二条(国会議員の欠格事由)

国会議員は、法律で定める資格に適合しない及び前条の宣言を拒否した場合は、その地位を失う。

- 2 国会議員は、所属する議院でこの憲法による処分が行われた場合、その職を失う。

第七十三条(衆議院議員の任期)

衆議院議員の任期は、四年する。ただし、衆議院が解散された場合には、その任期満了前に終了する。

第七十四条(参議院議員の任期)

参議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の半数を改選する。

第七十五条(選挙に関する事項)

選挙区、投票の方法その他の両議院の議員の選挙に関する事項は、法律で定める。

第七十六条(両議院議員兼職の禁止)

何人も、同時に両議院の議員となることはできない。

第七十七条(議員の歳費)

両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。

第七十八条(議員の不逮捕特権)

両議院の議員は、現行犯として逮捕及び内乱外患に関する罪又は法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があるときは、会期中のみ釈放しなければならない。

第七十九条(議員の免責特権)

両議院の議員は、議院で行った演説、討論又は表決について、院外で責任を問われない。ただし、院外で行った議院で行った演説、討論又は表決については、その責任を負う。

第八十条(通常国会)

通常国会は、毎年一回召集される。また、会期については、四ヶ月を超えない程度に法律で定める。ただし、会期を延長する必要がある場合は、法律で定めるところより、一ヶ月を超えない程度に行うことができる。

第八十一条(臨時国会)

内閣は、臨時国会の召集を必要に応じて決定することができる。いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があった日から二十日以内に臨時国会が召集されなければならない。

2 臨時国会の会期は、二ヶ月を超えない程度に法律で定める。ただし、会期を延長する必要がある場合は、法律で定めるところより、一ヶ月を超えない程度に行うことができる。

第八十二条(衆議院の解散、特別会、緊急集会)

衆議院の解散は、内閣総理大臣が決定する。

2 衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行い、その選挙の日から三十日以内に、特別国会を召集されなければならない。この特別国会の会期は、一ヶ月とする。

3 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。ただし、内閣は、国に衆議院が解散又は任期満了の際に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。

4 前項ただ書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであって、次の国会開会の後十日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失う。

第八十三条(資格争訟の裁判)

両議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判する。ただし、議員の議決を失わせるには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

第八十四条(定足数及び表決)

両議院の議事は、この憲法に特別の規定のある場合を除いては、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 両議院の議院は、各々その総議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

第八十五条(会議の公開、会議録、表決の記載)

両議院の会議は、公開とする。ただし、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

2 両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、公表し、且つ一般に頒布しなければならない。

3 出席議員の五分の一以上の要求があれば、各議員の表決は、会議録に記載しなければならない。

第八十六条(役員を選任、議院規則及び懲罰)

両議院は、各々その議長その他の役員を選任する。

2 両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、並びに院内の秩序を乱した議員を懲罰することができる。ただし、議員を除名するには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

第八十七条(法律案の議決及び衆議院の優越)

法律案は、この憲法に特別の規定のある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。

2 衆議院で可決し、参議院で衆議院と異なった議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる。ただし、この場合において、衆議院で否決された場合は、

再び同一法律案を同会期中に議決することはできない。

- 3 前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。
- 4 参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

第八十八条(衆議院の予算先議及び予算議決に関する衆議院の優越)

予算案は、先に衆議院に提出しなければならない。

- 2 予算案について、参議院で衆議院と異なった議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第八十九条(条約の承認に関する衆議院の優越)

条約の締結に必要な国会の承認については、前条第二項の規定を準用する。

第九十条(参議院の違憲法令審査議決等の優越)

参議院は、両議院で成立した法律がこの憲法に違反しているとの裁判所による審査判決があった場合、先に参議院でこの憲法に違反している法律の改正又は廃止について、議決する。

- 2 参議院で可決し、衆議院で参議院と異なった議決した場合は、参議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、参議院の議決を国会の議決とする。
- 3 衆議院が、参議院の可決した議決案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、参議院は、衆議院がその議決案を否決したものとみなすことができる。
- 4 この憲法に違反している法律の廃止を行うための法律の制定は、第八十七条を適用せずに、本条を準用する。

第九十一条(議院の国政調査権)

両議院は、各々国政に関する調査を行い、調査に関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。ただし、この調査は、各議院の在籍議員の六分の一以上の賛成がある場合は、行わなければならない。

第九十二条(行政調査権)

両議院は任意にその必要があると判断した場合に、内閣が行った国防軍の指揮監督及び法律で定める行政行為に関する調査を行い、調査に関して、内閣総理大臣、国务大臣及びその他行政機関の職員の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。ただし、この調査は、各議院の在籍議員の五分の一以上の賛成がある場合は、必ず行わなければならない。

- 2 衆議院は、内閣に対して法律で定めるところより、法律の施行経過について報告を求めることができる。
- 3 法律で定める国政上重要な公務員の任命については、参議院で出席議員の三分の一以上の多数で可決した任命に同意する議決が無いと、その公務員を任命することはできない。
- 4 両議院は、内閣が行った行為がこの憲法に違反している可能性があるとして判断したとき、憲法裁判所に憲法判断を求めることができる。又、憲法裁判所の判断で内閣が行った行為がこの憲法に違反していると認められたとき、両議院は、前二項の調査を各議院の在籍議員の賛成がなくても開始することができる。
- 5 衆議院は、前項の規定で憲法裁判所に憲法判断を求めて憲法違反と認められたとき、前二項の調査の結果、内閣を不信任と判断した場合、衆議院の在籍議員の五分の一以上の賛成で、内閣の不信任案を提出できる。ただし、内閣不信任案が否決された場合、再度内閣不信任案を同会期中に提出することはできない。

第九十三条(内閣総理大臣及び各国务大臣の議院出席の権利と義務)

内閣総理大臣及び国务大臣は、両議院の一つに議席を有すると有しないにかかわらず、何時でも議案について発言するため両議院に出席することができる。

2 内閣総理大臣及び国务大臣は、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。

第九十四条(弾劾裁判所)

国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。

2 弾劾に関する事項は、法律で定める。

第六章 内閣及び行政

第九十五条(内閣と行政権)

行政権は、内閣に属する。

2 内閣に一定の指揮権があれば、法律で定めるところより、内閣から一定の独立した行政機関を設置することができる。

第九十六条(内閣の組織、国会に対する連帯責任)

内閣は、法律の定めるところにより、その首長である内閣総理大臣及びその他の国务大臣で構成する。

2 内閣総理大臣及び全ての国务大臣は、日本国民の文民がなり、現役の軍人及び過去に軍隊に所属していた者であってはならない。

3 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負う。

4 何人も、三回以上内閣総理大臣に就くことはできない。

第九十七条(内閣総理大臣の指名)

内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、指名する。又、この指名は、他のすべての案件に先だて行う。

2 衆議院と参議院とが異なった指名の議決をした場合において、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて十日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

3 両議院は、既に三回も内閣総理大臣に就任したことがある者を指名することはできない。

第九十八条(国务大臣の罷免)

内閣総理大臣は、国务大臣を任命する。ただし、その過半数は、国会議員の中から任命しなければならない。

2 内閣総理大臣は、任意に国务大臣を罷免することができる。

第九十九条(内閣の不信任と総辞職)

内閣は、衆議院が不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

2 第二十条の第三項の規定より国会の承認を得られなかった場合、総辞職をしなければならない。

3 内閣は、外国との締結した条約を国会での承認を得られなかった場合、総辞職をしなければならない。

第一百条(内閣総理大臣の欠缺)

内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があったときは、内閣は、総辞職をしなければならない。

第百一条(総辞職後の内閣)

前条の場合には、内閣は、あらたに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行う。

第百二条(内閣総理大臣の職務)

内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。

2 内閣総理大臣は、最高指揮官として、国防軍を統括する。

第百三条(内閣総理大臣の臨時代理)

内閣総理大臣に事故あるとき、又は内閣総理大臣が欠けたときは、その予め指定する国務大臣が内閣総理大臣の代理に職務を行う。

第百四条(内閣の職務)

内閣は、他の一般行政事務のほか、次に掲げる事務を行う。

- 一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。
- 二 外交関係を処理すること。
- 三 条約を締結すること。ただし、事前に、やむを得ない場合は事後に、国会の承認を得ることを必要とする。
- 四 法律の定める基準に従い、国の公務員に関する事務をつかさること。
- 五 予算案を作成して国会に提出すること。
- 六 この憲法又は法律の規定を実施するために、政令を制定すること。ただし、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、義務や罰則又は権利の制限を行う規定を設けることができない。
- 七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

第百五条(法律及び政令への署名)

法律及び政令には、すべて主任の国務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。

第百六条(国務大臣の不追訴特権)

国務大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、追訴されない。ただし、国務大臣ではなくなったあとに、追訴することを妨げない。

第七章 裁判所及び司法

第百七条(司法権、憲法裁判所、最高裁判所及び下級裁判所、裁判官の独立等)

全て司法権は、憲法裁判所、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。

- 2 特別裁判所は、いかなる場合でも設置することができない。
- 3 行政機関は、終審として裁判を行うことができない。
- 4 全て裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される。

第百八条(憲法裁判所及び最高裁判所の規則制定権)

憲法裁判所及び最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規則及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。

- 2 検察官は、憲法裁判所及び最高裁判所の定める規則に従わなければならない。
- 3 最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。

第百九条(裁判官の身分保障)

裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、この憲法で定める公の弾劾によらなければ罷免されない。

2 裁判官の懲戒処分は、行政機関が行うことはできない。

第一百十条(憲法裁判所裁判官)

憲法裁判所は、その長たる裁判官及び十二人のその他の裁判官で構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、衆議院、参議院、最高裁判所及び法律で定めるところによる弁護士自治団体が各三人ずつ指名し、その指名に基づいて内閣が任命する。

- 2 憲法裁判所の裁判官は、一般常識の識見が高く、又、法律の知識がある者の中から指名されなければならない。
- 3 憲法裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行われる参議院議員選挙の際に国民の審査に付し、その後三年を経過した後に初めて行われる参議院議員選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。詳細は、法律で定める。
- 4 前項の審査において、投票者の多数が罷免をすべきとされた裁判官は、罷免される。
- 5 憲法裁判所の裁判官は、任期を六年とし、再任はされない。又、法律の定める年齢に達した時に退官する。
- 6 憲法裁判所の裁判官は、全て定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、憲法裁判所の処分の場合以外は減額することができない。
- 7 憲法裁判所の裁判官は、国会議員、国务大臣、最高裁判所及び下級裁判所の裁判官その他公務員の職を兼ねることはできない。

第一百十一条(最高裁判所裁判官)

最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官で構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、衆議院及び参議院の指名に基づいて内閣で任命する。

- 2 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行われる衆議院議員総選挙の際に国民の審査に付し、その後四年を経過した後に初めて行われる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。詳細は、法律で定める。
- 3 前項の審査において、投票者の多数が罷免をすべきとされた裁判官は、罷免される。
- 4 最高裁判所の裁判官は、任期を十年とし、再任されることができ、又、法律の定める年齢に達した時に退官する。
- 5 最高裁判所の裁判官は、全て定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、最高裁判所の処分以外に減額することができない。
- 6 最高裁判所の裁判官は、国会議員、国务大臣、憲法裁判所及び下級裁判所の裁判官その他公務員の職を兼ねることはできない。

第一百十二条(下級裁判所裁判官)

下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によって、内閣で任命する。その裁判官は、任期を十年とし、特段の事情がない限り、再任されることができる。ただし、法律の定める年齢に達した時には退官する。

- 2 下級裁判所の裁判官は、全て定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、下級裁判所の処分以外に減額することができない。
- 3 下級裁判所の裁判官は、国会議員、国务大臣、憲法裁判所及び最高裁判所の裁判官その他公務員の職を兼ねることはできない。

第一百十三条(法令審査権と憲法裁判所)

憲法裁判所は、一切の条約、法律、命令、緊急事態の宣言、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

- 2 憲法裁判所は、一切の条約、法律、命令、緊急事態の宣言、規則又は処分が憲法に適合しないと審判を行い、その一切の条約、法律、命令、規則又は処分が憲法に適合しないと決定及び判決を下し、決

定及び判決が確定した場合、国会にその決定及び判決の全文を提出しなければならない。

- 3 最高裁判所は、その係争している事件について、当該事件に適用しようとしている法律、命令、規則又は当該事件に関わる処分が憲法に適合するかしないかを判断しなければならない時、最高裁判所が憲法裁判所で判断すべきと認める時は、法律で定めるところより、当該事件の当事者からの申し立て及び職権で、当該事件を憲法裁判所に移送することができる。

第百十四条(法令審査請求権等)

全て選挙権有する国民は、一切の条約、法律、命令、緊急事態の宣言、規則又は処分が憲法に適合していないと思われる場合は、裁判所に法令審査権を行使するように請求できる。

- 2 憲法裁判所及び下級裁判所は、国民から請求を受けた場合、すみやかに一切の条約、法律、命令、緊急事態の宣言、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを審判しなければならない。

第百十五条(憲法裁判所の権限)

憲法裁判所は、次の事項の終審裁判所として管轄する。

- 一 条約、法律、命令、緊急事態の宣言、規則又は処分について、内閣又はそれぞれの在籍議員の三分の一以上の衆議院議員若しくは参議院議員の申し立てがあった場合に、法律の定めるところにより、憲法に適合するかしないかを下級裁判所から憲法裁判所に審査事項が上告されたとき審判すること。
- 二 具体的訴訟事件で、最高裁判所又は下級裁判所が求める事項について、法律の定めるところにより、憲法に適合するかしないかを審判すること。
- 三 最高裁判所又は下級裁判所が下した判決が憲法に違反しているとの訴えがあった場合、審査すること。
- 四 具体的訴訟事件の当事者が最高裁判所の憲法判断に異議がある場合に、法律の定めるところにより、その異議の申し立てについて、審判すること。
- 五 全て選挙権有する国民から第百十四条の規定による請求があり、下級裁判所から憲法裁判所に審査事項が上告された時、審判すること。
- 六 第百三十七条の訴訟が、下級裁判所から憲法裁判所に審査事項が上告された時、審判すること。
- 七 国防軍軍人その他の公務員がその職務に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪で最高裁判所に有罪の判決を下された刑事被告人からその最高裁判所の判決に不服があるとの訴えがあった場合、全て審査すること。
- 八 第九十二条の規定によって、衆議院及び参議院から内閣の行政権の行使について、憲法に適合するかしないかを第一審かつ終審裁判所として審判すること。

第百十六条(国会への違憲法令審議勧告)

憲法裁判所が審判の結果を下した場合は、第百十三条第二項の規定に従い、結果を国会に報告する。

第百十七条(緊急事態の宣言に対する法令審査権)

緊急事態の宣言に対する法令審査権は、第百三条の規定を適用せず、憲法裁判所が第一審かつ終審裁判所として憲法に適合するかしないかを決定する権限を有し、憲法裁判所が審判の結果を下した場合は、第百十六条の規定に従い、国会に緊急事態の宣言を見直すように勧告を行われなければならない。

- 2 内閣又はそれぞれの在籍議員の三分の一以上の衆議院議員若しくは参議院議員の申し立てがあった場合及び国民から第百十四条の規定による請求があった場合、第百一五条第一項第一号及び第五号の規定を準用する。その場合、「下級裁判所から憲法裁判所に審査事項が上告されたとき審判すること」ではなく、「第一審かつ終審裁判所として審判すること」と読み替えるものとする。

第百十八条(憲法裁判所の司法行政権)

憲法裁判所は、憲法裁判所が管轄する事件及び憲法裁判所の職員、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規則及び司法事務処理に関する事項について、指揮監督を行う。

2 憲法裁判所の司法行政に対して、行政機関及び最高裁判所は関与してはならない。

第百十九条(憲法裁判所の判決の効力)

憲法裁判所が、条約、法律、命令、緊急事態の宣言、規則又は処分について、憲法に適合しないと決定した場合には、その決定は、法律で定める場合を除き、それ以降、あらゆる国及び地方自治体その他公共団体の機関を拘束する。

2 憲法裁判所の判決及び決定のみでは、この憲法に違反する法律を失効させることはできない。ただし、法律で定めるところより、その法律、命令、緊急事態の宣言、規則又は処分の効力を憲法裁判所の判決及び決定によって、一定の期間において停止させることができる。

第百二十条(上告裁判所としての最高裁判所)

最高裁判所は、憲法裁判所の管轄以外の事項につき、裁判を行う終審裁判所とする。

2 最高裁判所は、法律に定めるところより、支部を置くことができる。

第百二十一条(最高裁判所の司法行政権)

最高裁判所は、最高裁判所が管轄する事件及び最高裁判所の職員、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規則及び司法事務処理に関する事項について、指揮監督を行う。

2 最高裁判所の司法行政に対して、行政機関は関与してはならない。

第百二十二条(法廷の秩序維持)

憲法裁判所、最高裁判所及び下級裁判所の裁判官は、法廷の秩序を乱す者を法律及び憲法裁判所及び最高裁判所の規則に従い、処分をすることができる。

第百二十三条(裁判の公開)

全ての裁判所による裁判の対審及び判決は、第二十条の第五項の規定の場合を除き、公開法廷で行う。

2 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないで行うことができる。ただし、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第五章で保障する国民の権利が問題となっている事件の対審は、常に公開しなければならない。

第八章 財政

第百二十四条(財政処理の基本原則)

国の財政は、国会の議決に基づいて、内閣が処理する。国は、健全な財政の維持及び運営に努めなければならない。

第百二十五条(課税法律主義)

あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

第百二十六条(国費の支出及び国の債務負担)

国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基づくことを必要とする。

第百二十七条(予算案)

内閣は、毎会計年度の予算案を作成し、国会に提出して、その議決を得なければならない。

2 特別に継続支出の必要があるときは、年限を定め、継続費として国会の議決を得なければならない。

3 内閣は、予算案に昨年度の決算の会計検査院の検査報告を反映して、予算案を作成しなければならない。

第二百二十八条(予備費)

予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基づいて予備費を設け、内閣の責任で支出することができる。

2 すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。

第二百二十九条(皇室財産及び皇室の費用)

すべて皇室の費用は、予算案に計上して国会の議決を得なければならない。

第二百三十条(決算検査及び会計検査院)

国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院が検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、国会に提出し、決算の承認を受けなければならない。

2 会計検査院は、内閣から独立して、全ての国の予算及び決算を行い、その検査報告を内閣に送付しなければならない。会計検査院の組織及び権限は、法律で定める。

第二百三十一条(財政状況の報告)

内閣は、国会及び国民に対し、定期的に、少なくとも毎年二回、国の財政状況について報告しなければならない。

第二百三十二条(公金等の使用用途の制限)

公金その他公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のために支出し、又はその利用に供してはならない。

2 公金その他公の財産は、国及び地方自治体その他公共団体の監督が及ばない慈善、教育若しくは博愛の事業に対して支出し、又はその利用に供してはならない。ただし、公金により教育を保証する場合は、国及び地方自治体その他公共団体が、法律で定めるところより、その公金支出を行う団体への監督をこの憲法の趣旨に反しない範囲で行わなければならない。

第九章 地方自治

第二百三十三条(地方自治の基本原則)

地方自治は、地方自治体及びその住民が、地域における住民生活に関する事項及び関連性を有するの事務を、地方自治体とその住民の意思及び責任で行うことを原則とする。

2 地方自治体の組織及び運営に関する事項は、地域住民と地方自治体の自治権を尊重して、法律で定める。

第二百三十三条の二(地方自治の活性化)

地方自治体は、自治権を有する地域の活性化を法律及び条例によるところより、行われなければならない。

第二百三十四条(地方議会の長及び議員等の直接選挙)

地方自治体には、法律の定めるところにより、地方自治を行うための条例及びその他重要事項を議決する立法機関として、議会を設置する。

2 地方自治体の長及び議会の議員及び法律で定めるその他の公務員は、その地方自治体の住民が、直接選挙する。

第二百三十五条(地方自治体の権能及び条例制定権)

地方自治体は、その財産を管理し、事務を処理し、地域の活性化を行い、及び行政を執行する権能を有し、法律の趣旨に反しない範囲内で条例を制定することができる。

第二百三十六条(地方自治の財政及び国の財政措置)

地方自治体の財政は、議会の議決に基づいて、地方自治体が処理する。

- 2 地方自治体は、地方自治の原則に基づき、その地方自治体の条例に定めるところより地方税の課税徴収を行うことができる。
- 3 国は、地方自治体において、前項で徴収した地方税などの財源のみでは地方自治体の行うべき役務の提供ができないときは、法律で定めるところより、必要な財政上の支援の措置を講じなければならない。

第一百三十七条(国、地方自治体の権限の競合等についての訴訟)

国及び地方自治体の相互間における権限の存否又はその行使に関する紛争についての訴訟その他法律の定める事項の終審は、憲法裁判所で行う。その訴訟に関する事項は、法律で定める。

第一百三十八条(特別法の住民投票)

特定の地方自治体に適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方自治体の住民の投票においてその有効投票数の過半数の同意を得なければ、国会は、制定することができない。

第十章 改正

第一百三十九条(改正の発議)

この憲法の改正は、改正案につき衆議院及び参議院の在籍議員の三分の二以上の出席により、出席議員の過半数の賛成で議決し、国会が発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。

- 2 国民の承認は、特別に国民投票を実施し、その全ての投票数の過半数の賛成を必要とする。投票の方法は、法律で定める。
- 3 改正の承認を経たとき、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちに公布する。ただし、摂政は、公布を行うことはできない。

第一百四十条(改正発議及び改正公布禁止時期)

緊急事態の宣言が発されている間及び我が国の主権が制限されている間並びに摂政が置かれている間は、この憲法を改正の発議及び公布することができない。

第一百四十一条(改正強固条項)

第二十四条、第二十五条及び第二十六条は、第一百三十九条の憲法改正規定によって改正はできない。

- 2 第二十四条、第二十五条及び第二十六条の改正は、第二十六条を準用する。ただし、第二項の国民の承認については「その全ての投票数の過半数の賛成」を「その全ての投票数の三分の二以上の賛成」と読み替えるものとする。

第十一章 緊急事態

第一百四十二条(緊急事態の宣言等)

我が国に対する外部からの武力攻撃及びテロリストによる大規模な攻撃、地震等及び異常気象等による大規模な災害、この憲法による憲法秩序の破壊行為等の国及び国民の生活の安全に重大な影響を与える緊急事態及び事項が全国又は一部地域で発生した場合で特に必要があると内閣総理大臣が判断した場合は、内閣総理大臣は緊急国会を召集し、全国又は一部地域に緊急事態の宣言を発するかを十日以内に衆議院及び参議院の在籍議員の二分の一以上の出席により審議し、出席議員の三分の一以上の賛成で緊急事態の宣言を発する議決し、全国又は一部地域に緊急事態の宣言を発すると議決された場合は緊急事態の宣言を議決から二日以内に内閣総理大臣が発する。ただし、緊急事態の宣言は、国民の生活を保障するために発するものであり、国民の権利を侵すために緊急事態の宣言を発してはならない。

- 2 通常国会及び臨時国会が開かれている場合は、全国又は一部地域に緊急事態の宣言を発するかを内閣から緊急事態の宣言についての議案が提出されてから十日以内に衆議院及び参議院の在籍議員の二分の一以上の出席により全ての案件より先立って審議する。その後は、前項の規定を適用する。
- 3 前二項の緊急事態の宣言が参議院で衆議院と異なった議決をした場合に、参議院が、衆議院の可決

した緊急事態の宣言を受け取った後、十日以内に議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

- 4 緊急事態の宣言を百日を超えるごとに国会の承認を得なければならない。又、この承認は第七十九条の規定を準用する。ただし、この場合において、第八十八条の第二項の「三十日以内」は、「五日以内」と読み替えるものとする。この承認を国会が否決した場合、緊急事態の宣言を解除する。
- 5 国会が緊急事態の宣言を解除すべきとの議決をした場合及び内閣が閣議により緊急事態の宣言を解除すべきと判断した場合は、三日以内に内閣総理大臣が緊急事態の宣言の解除を発しなければならない。ただし、内閣の判断によって緊急事態の宣言を解除した場合、国会に解除したことを国会の閉会期間を除いて三日以内に報告しなければならない。
- 6 緊急事態の宣言が、この憲法及びその他法律に違反しているとの第百十四条の規定により審査請求が行われて、憲法裁判所が審査請求をされた緊急事態の宣言の憲法判断を行い、憲法裁判所がこの憲法及びその他法律に違反しているとの決定及び判決が下された場合は、二十日以内に緊急事態の宣言を国会は審議し、緊急事態の宣言を改めなければならない。又、この審議は第九十条を準用する。
- 7 我が国に対する外部からの武力攻撃及びテロリストによる大規模な攻撃があり、防衛上の理由で外国に軍事協力を要請する必要がある場合、事前、やむを得ない場合は事後に、国会の承認を得なければならない。又、この承認は第八十八条の規定を準用する。ただし、この場合において、第八十八条の第二項の「三十日以内」は、「十日以内」と読み替えるものとする。

第百四十三条(緊急事態の宣言の効力等)

災害の対策の基本事項と武力攻撃事態等における国民の保護に関する事項は、予めその対策についての詳細を法律で定める。

- 2 緊急事態の宣言は、前項の法律に定める範囲においてのみ効力を有する。又、前条第三項及び第四項によって緊急事態の宣言が解除された場合、解除された緊急事態の宣言は一切効力を有しない。
- 3 緊急事態の宣言を発した場合に、緊急事態の宣言に対する特別な対策についての事項を定める必要がある場合は、前二項の規定によって制定される法律の中で、内閣がその事項について政令で定めることができる。ただし、前二項の規定によって制定される法律の委任がない限り、義務や罰則又は権利の制限を行うことはできない。また、緊急事態の宣言が解除された場合、その政令は失効する。

第百四十四条(緊急事態の時の内閣)

内閣は、内閣総理大臣を中心として、緊急事態の宣言の対応を行い、その指揮の責任を負う。

- 2 内閣総理大臣に第百条の規定を除いて事故があるときに第百四十二条の権限を行使できない場合は、第百三条によって内閣総理大臣の代理に指定された国務大臣が、法律に定めるところより、第百四十二条の権限の行使を行うことができる。この場合、内閣総理大臣が行った場合と同じものとする。
- 3 緊急事態の宣言が発令されている間に、内閣総理大臣及び第百三条によって内閣総理大臣の代理に指定された国務大臣が職務を行うことができなくなった場合、衆議院及び参議院の議長は連名で特別国会を召集し、各議院の議員の三分の一以上の出席により、内閣総理大臣を国会議員の中から指名する。又、指名は第九十七条の規定を準用する。ただし、第九十七条第二項中の「十日以内」は、「三日以内」と読み替えるものとする。
- 4 前三項の特別国会で任命した内閣は、緊急事態の宣言が解除されたと同時に総辞職する。
- 5 内閣は、緊急事態の宣言を第百二十九条第四項に基づいて国会の承認を求めると及び同条第五項により解除した同時に国会と国民に緊急事態の宣言に対する対策の結果を報告しなければならない。

第百四十四条の二(緊急事態の時の指揮監督権)

内閣総理大臣は、緊急事態の宣言が発した場合には、法律に定めるところより、警察、海上保安、消防その他の行政機関を統制するとともに、地方自治体の長を直接指示することができる。

- 2 第百三条によって、内閣総理大臣の代理に指定された国務大臣にも、前項の規定を準用する。

第百四十五条(緊急事態の時の国会)

緊急事態の宣言が発令されている間に、衆議院及び参議院の議員の任期満了が近づいている場合、法律に定めるところより、本来の任期の最後の日から最大百八十日まで任期を延長することが出来る。ただし、百八十日を超えて任期を延長することはできない。

- 2 前項の規定により任期が延長された場合、その任期が延長された議員は、次の選挙に立候補及び当選することはできない。
- 3 緊急事態の宣言が発令されている間は、衆議院を解散することができない。
- 4 緊急事態の宣言が発令されている間は、両議院は法律で定めるところより、緊急事態の対応に関する委員会を設置しなければならない。

第百四十六条(緊急事態の時の裁判所)

緊急事態の宣言が発令されている間は、憲法裁判所及び最高裁判所の定める規則によるところより、法律で定めるところ以外の場所で、裁判を開くことができる。

- 2 緊急事態の宣言が発令されている間に、憲法裁判所及び最高裁判所の裁判官の任期満了が近づいている場合、法律及び憲法裁判所及び最高裁判所の定める規則に定めるところより、本来の任期の最後の日から最大百八十日まで任期を延長することが出来る。ただし、百八十日を超えて任期を延長することはできない。

第百四十七条(緊急事態の時の国防軍の出動)

第百四十二条第一項の緊急事態が発生した場合、国防軍はこの憲法及び法律で定める範囲のみ、内閣総理大臣の指揮で出動する。

- 2 前項の場合、第十九条並びに第二十条の第三項及び第四項の規定を準用する。

第百四十八条(緊急事態の時の国防軍の特例)

地震等による大規模な災害等で私有地に国防軍等の武器等がある場合、法律に定めるところより、裁判官の回収許可令状に基づいて速やかに回収することができる。

第百四十九条(緊急事態の宣言と基本的人権)

緊急事態の場合でも、第二十四条その他国民の権利は、侵されない。

- 2 国は、基本的人権及び国民の権利を最大限に尊重し、緊急事態に対応しなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、第百四十二条により緊急事態の宣言を発した場合には、国民の生命、身体及び財産を保護するために必要最小限のもとにこの憲法及びこの憲法が法律に委任する範囲で、この憲法が保証する国民の自由及び権利を調整する緊急の措置を緊急事態の宣言の定める範囲で、行うことができる。また、この調整は、政令で定める。この調整の失効は、第百四十三条第二項の規定を準用する。

第百五十条(緊急事態対応の財政)

国は、緊急事態の対応のために国民の財産を没収及び徴収してはならない。

- 2 緊急事態の対応に必要な予算は、第二百二十八条の規定を準用する。
- 3 緊急事態の対応のために支出した財政の説明は、百三十一条の規定を準用する。

第十二章 最高法規

第百五十一条(基本的人権の最高法規としての確認)

第十七条で記した基本的人権は、この憲法の主要な規定であり、国民主権の基本として、第二十四条の基本的人権は、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第五十二条(形式的最高法規及び国際法規の遵守)

この憲法は、我が国の最高法規及び根本規範であって、その条規に反する条約、法律、命令、規則、緊急事態の宣言、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 この憲法以前に存在した憲法は、その効力を一切有しない。

3 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、誠実に遵守することを必要とする。

第五十三条(憲法尊重擁護義務等)

天皇又は摂政及び内閣総理大臣、国務大臣、国会議員、裁判官並びにその他の全ての公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務をその職に就いている間、その義務を負う。ただし、天皇又は摂政及び内閣総理大臣、国務大臣、国会議員、裁判官並びにその他の全ての公務員がその職を退いた場合、その義務を負うことを問われない。

2 内閣総理大臣、国務大臣、国会議員、裁判官並びにその他の全ての公務員は、この憲法による憲法秩序を破壊する団体等に所属している場合、法律に定めるところより、その職を失う。又、何人も憲法秩序を破壊する目的がある場合及び我が国の国益を失わせる目的がある場合は、内閣総理大臣、国務大臣、国会議員、裁判官並びにその他の全ての公務員に、法律に定めるところより、その職に就くことはできない。

3 本条の規定は、憲法改正の議論に関して、妨げるものではない。

附則

第一条(施行期日)

この憲法は、公布の日から起算して六か月を経過した日から、施行する。

2 改正前の日本国憲法は、改正後の日本国憲法に特別な規定がある場合を除いて、この改正後の日本国憲法の施行により、その法的効力及び政治的効力を失う。

第二条(施行に必要な準備)

この憲法を施行するために必要な法律の制定及び改廃その他この憲法改正を施行するために必要な準備行為は、この憲法改正の施行の日よりも前に行うことができる。

第三条(予算案)

改正後の日本国憲法第二百七十七条の規定はこの憲法の施行後に提出される予算案から適用し、改正前の日本国憲法の規定により成立した予算案は従前の例による。

第四条(決算)

改正後の日本国憲法第三百十条の規定はこの憲法の施行後に提出される決算から適用し、改正前の日本国憲法の規定により提出された決算は従前の例による。

第五条(経過規定並びに公務員の地位)

この憲法施行の際現に在職する裁判官並びにその他の公務員で、その地位に相応する地位がこの憲法で認められている者は、法律で特別の定めをした場合を除いては、この憲法施行のため、当然その地位を失うことはない。ただし、この憲法によって、後任者が選挙又は任命されたときは、当然その地位を失う。

第六条(国会議員の失職及び後任者の選挙)

改正前の日本国憲法の規定によって就任した国会議員は、改正後の日本国憲法施行の際に全員失職する。改正後の日本国憲法施行前に、法律で定めるところより、改正後の日本国憲法の施行の二ヶ月前までに衆議院議員総選挙及び参議院議員総選挙を行い、この改正後の日本国憲法が施行の日に特別国会を開かれなければならない。ただし、本項によって正当に選挙された議員は、改正後の日本国憲法の第七十一条第一項の宣言を行わなければならない。

- 2 前項によって、就任した国会議員の任期は、改正後の日本国憲法の規定による。又、その後の国会議員の選挙は改正後の日本国憲法の規定による。

第七条(最高裁判所裁判官の国民審査及び参議院の同意)

前条の規定により、衆議院議員総選挙と同時に改正前の日本国憲法により任命された最高裁判所裁判官の国民審査も行われなければならない。

- 2 改正前の日本国憲法により任命された最高裁判所の裁判官は、改正後の日本国憲法の施行の日から一ヶ月以内に参議院の在籍議員の三分の二で可決した同意がないと失職する。失職した場合は、改正後の日本国憲法の規定により後任者を任命する。

第八条(憲法尊重擁護義務規定の施行等)

改正後の日本国憲法第一百五十三条第二項の規定は、改正前の日本国憲法によって就任した内閣総理大臣、国務大臣、裁判官並びにその他の全ての公務員にも適用する。ただし、この憲法の施行までは改正後の日本国憲法の第一百五十三条第二項の規定によって失職する者が就任しているその職は失わない。

第九条(国防軍の準備)

改正後の日本国憲法第二十条の施行のために、自衛隊を国防軍に組織変更するための必要な法律及び政令を制定する。

- 2 国は、法律で定めるところより、改正後の日本国憲法の施行の日から三年以内に法律で定める額まで国防費を増額しなければならない。

第十条(裁判官の任期及び報酬)

改正後の日本国憲法第一百一十一条第四項及び第一百十二条第一項の規定は、改正前の日本国憲法の規定により任命された最高裁判所の裁判官及び下級裁判所の裁判官の任期についても適用する。

- 2 改正後の日本国憲法第一百一十一条第五項及び第一百十二条第二項の規定は、改正前の日本国憲法の規定により任命された最高裁判所の裁判官及び下級裁判所の裁判官の報酬についても適用する。

第十一条(憲法裁判所の準備)

衆議院、参議院、最高裁判所及び法律で定めるところより設置する弁護士自治団体は、憲法裁判所の裁判官の指名を施行の五ヶ月前に行い、内閣は施行の三ヶ月前に任命を行う。

- 2 憲法裁判所に関する法律の整備をこの憲法改正の施行の日よりも前にしないといけない。
- 3 この憲法改正の施行の日をもって、法令審査権を最高裁判所から憲法裁判所へ権限を移行する。
- 4 この憲法が施行された時に最高裁判所にて法令審査権を行使する裁判がある場合、その事件の管轄は、法律によるところにより、その管轄を移管する。

第十二条(憲法裁判所裁判官の国民審査)

附則第六条の規定により、参議院議員総選挙と同時に前条により任命された憲法裁判所裁判官の国民審査も行われなければならない。

第十三条(この憲法の施行後の憲法改正等)

この憲法が施行されてから三年間は、憲法の改正の発議及び公布を行うことはできない。

第十四条(裁判所の憲法解釈等)

改正前に存在した日本国憲法等にこの憲法と同一の意味及び解釈をする条文に関して、裁判所の憲法判断がある場合、法律で定めるところより、その解釈はこの憲法下においても適用する。ただし、この憲法に反する解釈は第一百五十二条第一項の規定により、無効とする。